

新型コロナワクチン情報

◆ 1、2回目接種を1月から再開します

12歳に到達した人や、まだ接種を受けていない人の1、2回目ワクチン接種を再開します。※個別接種（各医療機関での接種）で実施します。集団接種は予定しておりません

接種を希望する場合は、事前に予約が必要です。

日時 各医療機関で異なりますので、予約時に確認ください

ワクチン ファイザー社「コミナティ筋注」

予約方法 電話もしくはインターネットでの予約となります。1回目、2回目それぞれ予約が必要です。詳しくは、今後送付する接種券付き予診票同封の案内を確認ください

◆ 予診票、接種券の様式が変更になりました

1、2回目の接種を受けていない人へ、12月下旬から新しい様式の「接種券付き予診票」を送付する予定です。

接種を受ける際は、新しい様式のものをお使いください。（すでに送付されている予診票、接種券は使用できません）

◆ 追加接種（3回目接種）について

2回目の接種から8カ月が経過した18歳以上の市民を対象として、令和4年2月をめどに開始する予定です。

対象者には、1月下旬ごろから順次接種券付き予診票などを送付することとしています。詳細は、市ホームページや広報（1月1日号）でお知らせします。

問い合わせ先 新型コロナワクチン接種対策室（☎ 22-5123）

子育て世帯の皆さんへ、臨時特別給付金の支給を行います

対象者 次のいずれかに当てはまる児童の保護者で、世帯の中で生計を維持する程度の高い人

※児童手当（本則給付のみ対象。以下同）受給者、またはそれに準ずる人

① 9月分の児童手当支給対象となる児童

② 9月30日時点で高校生など（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の生徒

※保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合

③ 9月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象新生児

給付額 対象児童1人につき5万円

支給方法

▶上記①に該当する児童の保護者、およびその兄弟姉妹となる高校生や新生児の保護者は申請不要です。先行支給として、10月に支給した児童手

当口座に給付金を振り込みます（12月22日に振込み予定）

▶上記②、③に該当する児童の保護者、および所属庁から児童手当を受給している公務員は申請が必要です。今後申請書を送付するので、子育て支援課窓口または郵送で提出してください。令和4年1月以降に順次振込みます

※「振り込め詐欺」などに注意ください。自宅や職場などに二戸市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）操作のお願いや支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、二戸市や最寄りの警察へすぐに連絡ください

問い合わせ先 子育て支援課給付金担当（☎ 23-1313、内線 338）